

奈良県告示第五百四号

奈良県公衆衛生関係優良施設表彰規程（昭和三十六年六月奈良県告示第百八十八号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第四条中「くらし創造部消費・生活安全課」を「文化・教育・くらし創造部消費・生活安全課」に改める。